

# 卷 末 資 料

## 巻末資料1 委員会活動の経過

本調査研究は、日印産連内に設置した化学物質排出処理研究委員会及びワーキンググループにおいて、内容の検討・審議を行った。

委員会活動の内容は以下に示すとおりである。

資料表 1-1 委員会活動の経過

年月日	区分	内 容
平成 18 年 6 月 21 日	第 1 回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査研究内容の検討・承認</li> </ul>
平成 18 年 8 月 1 日	第 1 回 WG	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査研究実施計画内容の検討・承認</li> <li>● 特殊グラビア印刷機の乾燥排ガス中の VOC 実測計画の検討・承認</li> </ul>
平成 18 年 10 月 2 日	第 2 回 WG	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特殊グラビア印刷機の乾燥排ガス中の VOC 実測結果の報告</li> <li>● VOC 全般・VOC 処理装置導入にあたっての法的制約事項の整理</li> <li>● VOC 処理装置導入手順・確認事項の検討</li> </ul>
平成 18 年 11 月 15 日	第 3 回 WG	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ユニット別 VOC 処理システムに関する検討</li> <li>● VOC 処理装置導入手順・確認事項の検討</li> </ul>
平成 19 年 1 月 19 日	第 4 回 WG	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ユニット別 VOC 処理システムの効果に関する検討</li> <li>● 洗浄工程における実態調査に関する報告</li> </ul>
平成 19 年 1 月 31 日	第 2 回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査研究結果に関する中間報告</li> </ul>
平成 19 年 2 月 28 日	第 5 回 WG	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査研究結果及び報告書案の検討</li> <li>● 課題及び提言内容の検討</li> </ul>
平成 19 年 3 月 22 日	第 3 回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 報告書案の検討・承認</li> </ul>

巻末資料2 特殊グラビア印刷機の VOC 濃度測定

2-1 測定方法

資料表 2-1 測定の概要

項目	A 社	B 社
調査期間	平成 18 年 7 月 25 日～7 月 28 日	平成 18 年 8 月 22 日～8 月 24 日
対象機器	グラビア印刷機 (7 色機)	グラビア印刷機 (6 色機)
測定箇所	個別乾燥排気：7 箇所 集合乾燥排気：1 箇所	個別乾燥排気：6 箇所 集合乾燥排気：1 箇所
測定サンプル数	11 品目	16 品目
測定成分	全炭化水素 (参考としてガスクロマトグラフによる物質別濃度測定)	
測定器	OSP : ハンディ VOC センサー VOC-101H 日立製作所：ガスクロマトグラフ 263-50 島津製作所：全炭化水素計 VMS-1000F (FID 方式)	
測定方法		
測定機関	(株) 全国グラビア分析センター	

## 2-2 測定条件

### (1) A事業所

資料表 2-2 A事業所のVOC濃度測定における印刷条件

品目	ユニット No.	インキ タイプ	刷色	印刷面積(%)
A-2 (第2~6ユニット:5色) (第7ユニット:1色)	第1ユニット	—		—
	第2ユニット	B	黄	5
	第3ユニット	B	赤	5
	第4ユニット	B	特藍	60
	第5ユニット	B	藍	5
	第6ユニット	B	墨	40
	第7ユニット			—
A-3 (第1~5ユニット:5色) (第7ユニット:1色)	第1ユニット	C	Y	60
	第2ユニット	C	M	5
	第3ユニット	C	C	30
	第4ユニット	C	草	5
	第5ユニット	D	ニス(OP)	100
	第6ユニット			—
	第7ユニット	G	藍	10
A-4 (第1~6ユニット:6色)	第1ユニット	C	Y	60
	第2ユニット	C	M	30
	第3ユニット	C	C	10
	第4ユニット	C	赤	30
	第5ユニット	C	墨	5
	第6ユニット	D	ニス(OP)	100
	第7ユニット	—	—	—
A-7 (第2~6ユニット:5色) (第7ユニット:1色)	第1ユニット			—
	第2ユニット	A	黄土	70
	第3ユニット	A	赤	5
	第4ユニット	A	茶	10
	第5ユニット	A	墨	5
	第6ユニット	F	ニス(OP)	100
	第7ユニット	G	赤	20
A-8 (第1~6ユニット:6色)	第1ユニット	A	Y	5
	第2ユニット	A	M	5
	第3ユニット	A	C	5
	第4ユニット	A	特赤	5
	第5ユニット	A	墨	5
	第6ユニット	F	ニス(OP)	100
	第7ユニット	—	—	—

資料表 2-3 A 事業所の VOC 濃度測定における印刷条件 (続き)

品目	ユニット No.	インキタイプ	刷色	印刷面積(%)
A-9 (第1~6ユニット:6色) (第7ユニット:1色)	第1ユニット	A	ピンク	60
	第2ユニット	A	Y	5
	第3ユニット	A	M	5
	第4ユニット	A	C	5
	第5ユニット	A	墨	5
	第6ユニット	F	ニス(OP)	100
	第7ユニット		—	—
A-10 (第2~6ユニット:5色) (第7ユニット:1色)	第1ユニット			—
	第2ユニット	A	Y	5
	第3ユニット	A	M	5
	第4ユニット	A	C	20
	第5ユニット	A	墨	5
	第6ユニット	F	ニス(OP)	100
	第7ユニット		—	—
A-11 (第1~5ユニット:5色)	第1ユニット	C	Y	15
	第2ユニット	C	M	5
	第3ユニット	C	C	40
	第4ユニット	C	特藍	30
	第5ユニット	D	ニス(OP)	100
	第6ユニット		—	—
	第7ユニット		—	—

インキタイプ	A : (トルエン : 0%、酢酸エチル : 41%、IPA : 16%、MEK : 0%、その他 : 30%)
	B : (トルエン : 80%、酢酸エチル : 2%、IPA : 0%、MEK : 0%)
	C : (トルエン : 0%、酢酸エチル : 48%、IPA : 11%、MEK : 0%、その他 : 29%)
	D : ニス (OP) (トルエン : 22%、酢酸エチル : 41%、IPA : 26%、MEK : 0%、その他 : 4%)
	E : ニス (OP) (トルエン : 80%、酢酸エチル : 7%、IPA : 0%、MEK : 0%、その他 : 0%)
	F : ニス (OP) (トルエン : 20%、酢酸エチル : 15%、IPA : 20%、MEK : 0%、その他 : 33%)
	G : (トルエン : 30%、酢酸エチル : 29%、IPA : 0%、MEK : 30%、その他 : 0%)

## (2) B事業所

資料表 2-4 B事業所のVOC濃度測定における印刷条件

品目	ユニット No.	インキ タイプ	刷色	印刷面積(%)
B-1 6色印刷(1~6U)	第1ユニット	A	白	40
	第2ユニット	B	黄	5
	第3ユニット	B	赤	5
	第4ユニット	B	黄土	3
	第5ユニット	B	青	1
	第6ユニット	B	こげ茶	5
B-2 5色印刷(1~5U)	第1ユニット	A	白	10
	第2ユニット	B	草	0.5
	第3ユニット	B	緑	2
	第4ユニット	B	金	7
	第5ユニット	B	墨	2
	第6ユニット			
B-3 5色印刷(1~5U)	第1ユニット	A	白	40
	第2ユニット	B	クリーム	10
	第3ユニット	B	橙	30
	第4ユニット	B	赤	10
	第5ユニット	B	茶	15
	第6ユニット			
B-4 6色印刷(1~6U)	第1ユニット	A	白	55
	第2ユニット	B	Y	10
	第3ユニット	B	M	10
	第4ユニット	B	C	10
	第5ユニット	B	草	30
	第6ユニット	B	墨	10
B-5 6色印刷(1~6U)	第1ユニット	A	白	50
	第2ユニット	B	Y	10
	第3ユニット	B	M	10
	第4ユニット	B	C	10
	第5ユニット	B	青	30
	第6ユニット	B	墨	10
B-6 6色印刷(1~6U)	第1ユニット	A	白	50
	第2ユニット	B	Y	10
	第3ユニット	B	M	10
	第4ユニット	B	C	10
	第5ユニット	B	赤	30
	第6ユニット	B	墨	10

資料表 2-5 B事業所の VOC 濃度測定における印刷条件（続き）

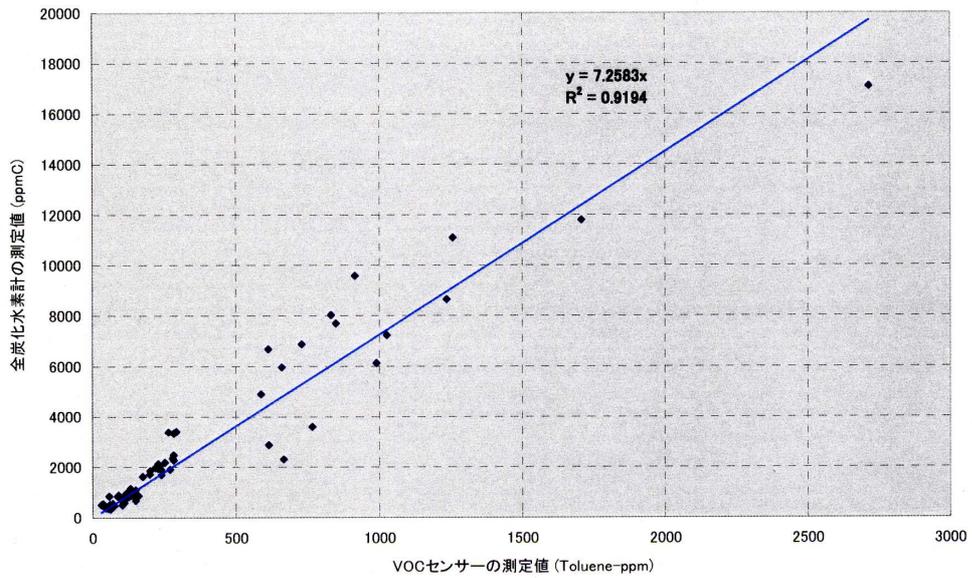
品目	ユニット No.	インキ タイプ	刷色	印刷面積(%)
B-7 5色印刷(1~5U)	第1ユニット	A	白	80
	第2ユニット	B	赤	10
	第3ユニット	B	黄	80
	第4ユニット	B	墨	10
	第5ユニット	B	金	10
	第6ユニット			
B-8 4色印刷(1~4U)	第1ユニット	A	白	3
	第2ユニット	B	赤	3
	第3ユニット	B	藍	2
	第4ユニット	B	墨	3
	第5ユニット			
	第6ユニット			
B-9 4色印刷(1~4U)	第1ユニット	A	白	3
	第2ユニット	B	赤	3
	第3ユニット	B	青	2
	第4ユニット	B	墨	3
	第5ユニット			
	第6ユニット			
B-10 4色印刷(1~4U)	第1ユニット	A	白	3
	第2ユニット	B	赤	3
	第3ユニット	B	青	2
	第4ユニット	B	墨	3
	第5ユニット			
	第6ユニット			
B-11 4色印刷(1~4U)	第1ユニット	A	白	30
	第2ユニット	B	黄	10
	第3ユニット	B	紫	10
	第4ユニット	B	墨	10
	第5ユニット			
	第6ユニット			

資料表 2-6 B事業所の VOC 濃度測定における印刷条件 (続き)

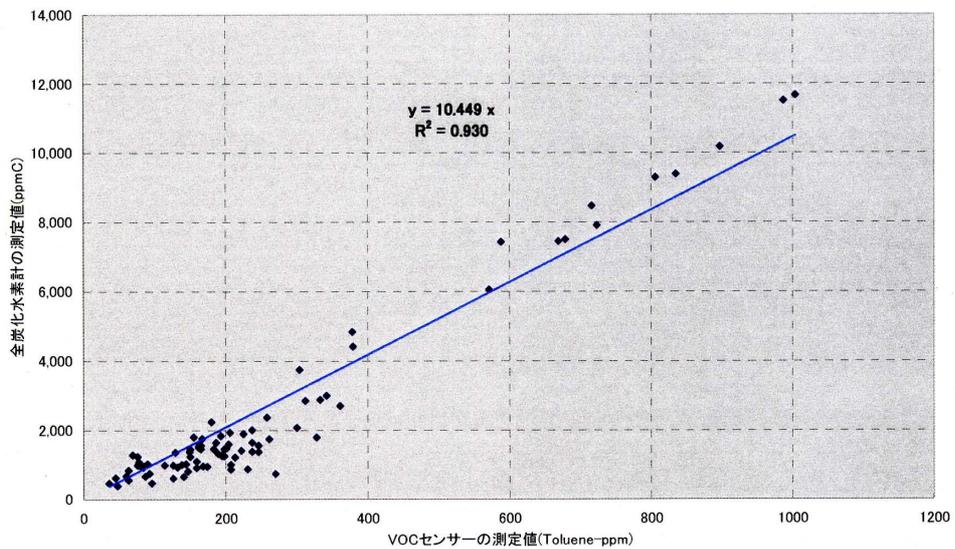
品目	ユニット No.	インキタイプ	刷色	印刷面積(%)
B-12 5色印刷(1~5U)	第1ユニット	A	白	40
	第2ユニット	B	Y	20
	第3ユニット	B	M	3
	第4ユニット	B	C	3
	第5ユニット	B	墨	3
	第6ユニット			
B-13 5色印刷(1~5U)	第1ユニット	A	白	60
	第2ユニット	B	Y	30
	第3ユニット	B	M	10
	第4ユニット	B	C	5
	第5ユニット	B	墨	5
	第6ユニット			
B-14 5色印刷(1~5U)	第1ユニット	A	白	20
	第2ユニット	B	黄	10
	第3ユニット	B	橙	5
	第4ユニット	B	草	10
	第5ユニット	B	青	10
	第6ユニット			
B-15 4色印刷(1~4U)	第1ユニット	A	白	50
	第2ユニット	B	黄	20
	第3ユニット	B	橙	30
	第4ユニット	B	草	30
	第5ユニット			
	第6ユニット			
B-16 4色印刷(1~4U)	第1ユニット	A	白	20
	第2ユニット	B	黄	10
	第3ユニット	B	金	5
	第4ユニット	B	茶	10
	第5ユニット			
	第6ユニット			

インキタイプ	A : (酢酸エチル : 18%、酢酸プロピル : 26.2%、IPA : 11%、メチルシクロヘキサン : 11%、その他 : 8.6%)
	B : (酢酸エチル : 8.4%、酢酸プロピル : 19.6%、IPA : 6%、メチルシクロヘキサン : 28.3%)

### 2-3 VOC センサー値と全炭化水素計の測定値との相関



資料図 2-1 全炭化水素計の測定値 (ppmC) と VOC センサーの測定値 (ppm) の相関図  
【A 事業所】



資料図 2-2 全炭化水素計の測定値 (ppmC) と VOC センサーの測定値 (ppm) の相関図  
【B 事業所】

2-4 全炭化水素濃度の推計値

資料表 2-7 A 事業所の VOC 濃度測定一覧

単位：ppmC

サンプル	ユ ニ ッ ト No.								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	集合①	集合②
A-2	—	1,695	576	11,804	991	2,127	861	3,597	3,980
A-3	3,407	652	1,100	664	11,110	—	712	1,954	1,713
A-4	1,993	1,868	373	898	322	7,699	613	2,282	2,047
A-7	—	3,391	606	521	763	5,971	3,208	1,976	1,107
A-8	772	1,047	349	439	518	6,680	—	1,857	1,189
A-9	3,345	847	593	396	470	6,136	974	2,070	1,460
A-10	—	582	483	780	506	8,032	1,743	1,731	—
A-11	903	435	1,010	1,167	9,585	—	—	1,920	—
濃度の平均	2,084	1,315	636	2,084	3,033	6,108	1,352	2,173	1,916
最高濃度	3,407	3,391	1,100	11,804	11,110	8,032	3,208	3,597	3,980
最低濃度	772	435	349	396	322	2,127	613	1,731	1,107

注1：表中の網掛けは、700ppmC以上の値を表し、「—」は、稼動していないユニットを表す。

注2：平均値は、稼動していないユニットを除いて算出している。

資料表 2-8 B 事業所の VOC 濃度測定一覧

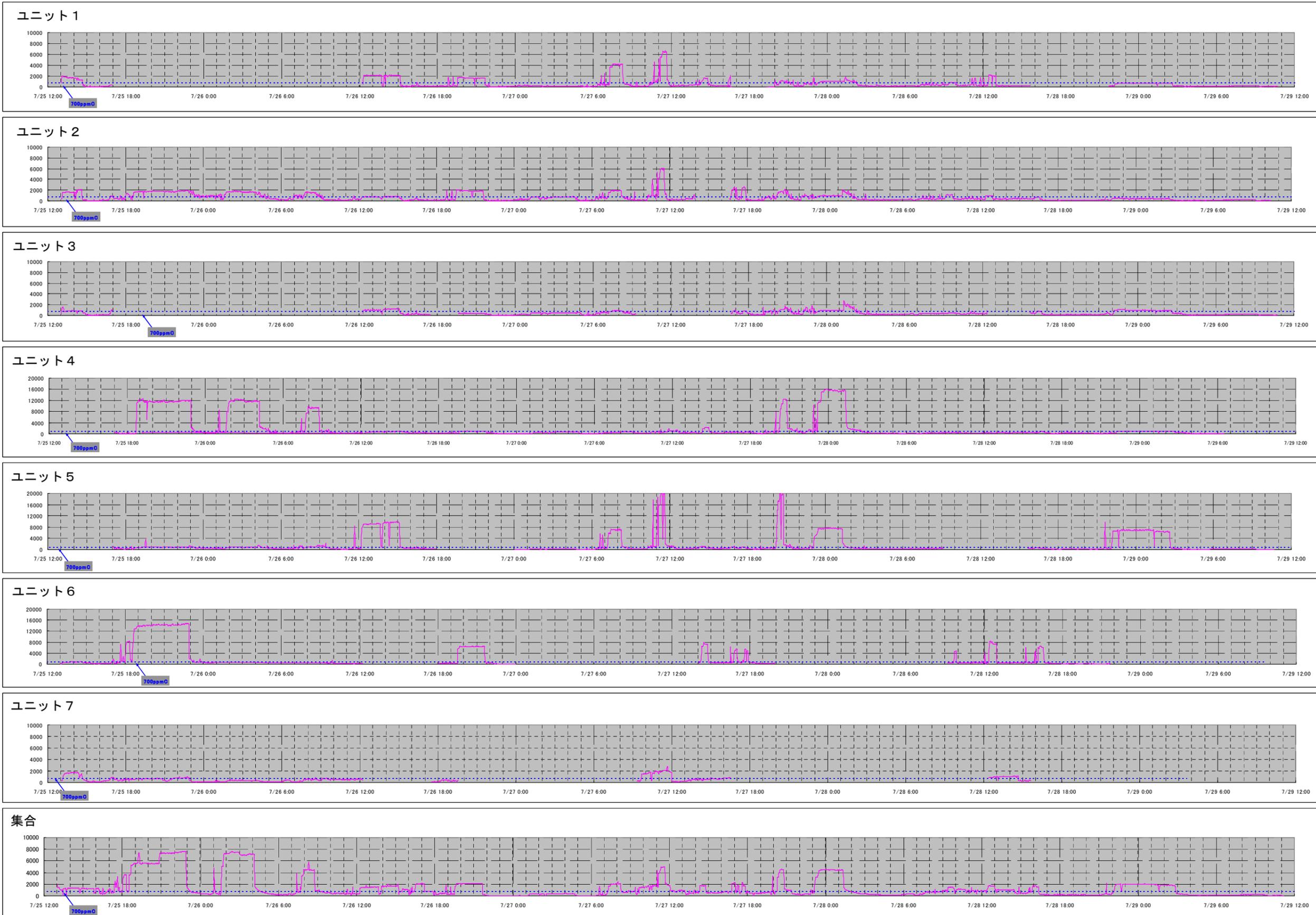
単位：ppmC

サンプル	ユ ニ ッ ト No.						
	①	②	③	④	⑤	⑥	集合
B-1	6,057	1,520	954	967	664	1,264	1,240
B-2	2,244	1,002	470	1,362	471	—	564
B-3	7,504	1,457	4,838	1,229	888	—	1,559
B-4	10,178	1,943	1,467	1,382	3,004	1,013	2,009
B-5	9,389	1,769	1,607	1,338	2,881	917	2,006
B-6	9,301	1,852	1,495	1,262	2,856	815	1,884
B-7	11,662	1,546	7,425	1,798	744	—	2,407
B-8	978	1,289	626	681	—	—	365
B-9	1,032	1,244	558	851	—	—	418
B-10	1,093	964	674	934	—	—	398
B-11	7,908	1,387	2,370	1,564	—	—	1,462
B-12	4,421	1,461	1,106	1,002	1,014	—	999
B-13	7,452	2,707	1,656	881	1,397	—	1,650
B-14	8,474	1,806	1,033	1,295	1,422	—	1,512
B-15	11,509	2,014	1,760	2,075	—	—	1,896
B-16	3,751	1,570	613	937	—	—	756
濃度の平均	6,435	1,596	1,791	1,222	1,534	1,002	1,320
最高濃度	11,662	2,707	7,425	2,075	3,004	1,267	2,407
最低濃度	978	964	470	681	471	815	365

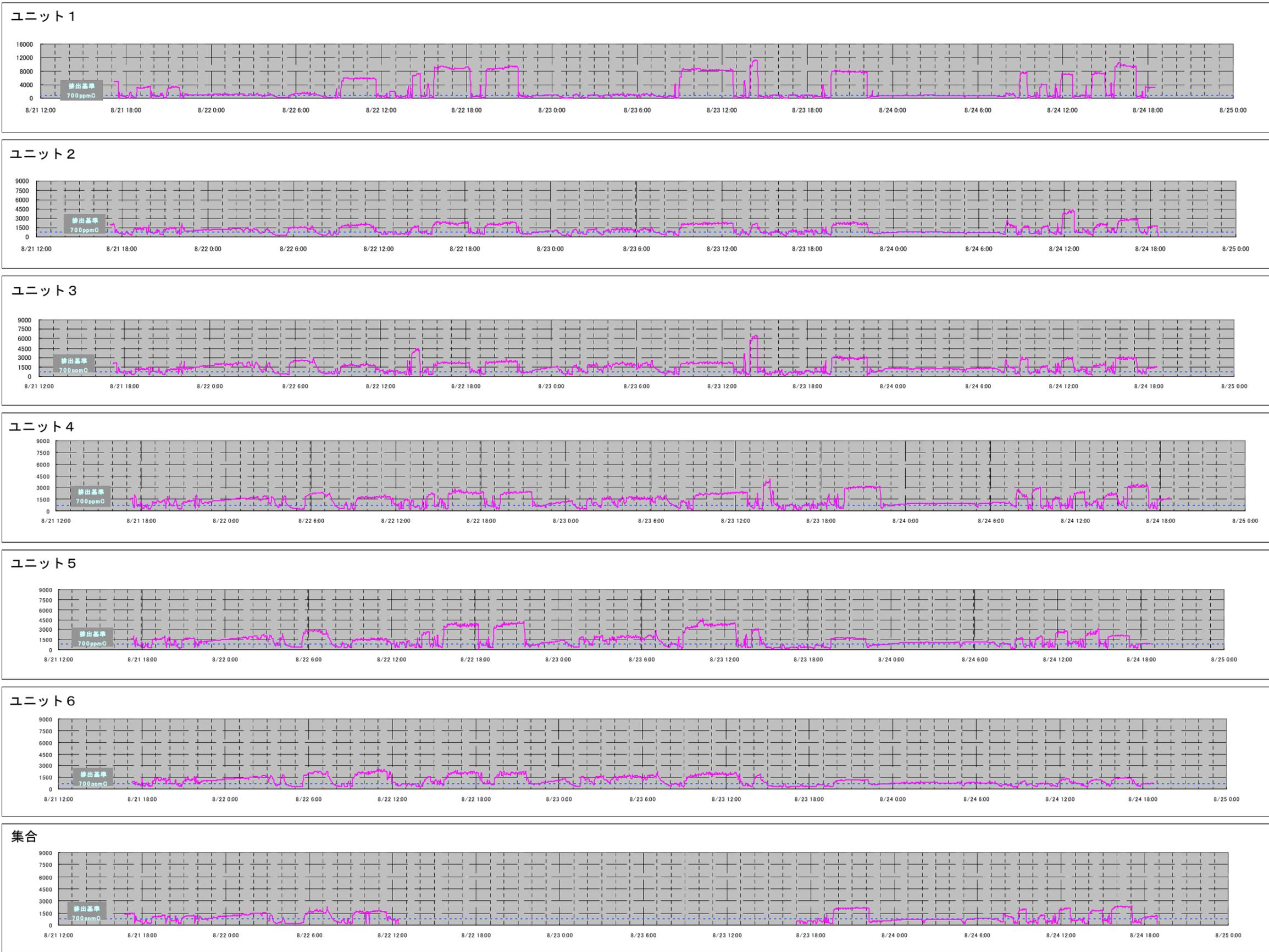
注1：表中の網掛けは、700ppmC以上の値を表し、「—」は、稼動していないユニットを表す。

注2：平均値は、稼動していないユニットを除いて算出している。

(3) VOC 濃度の時系列変化

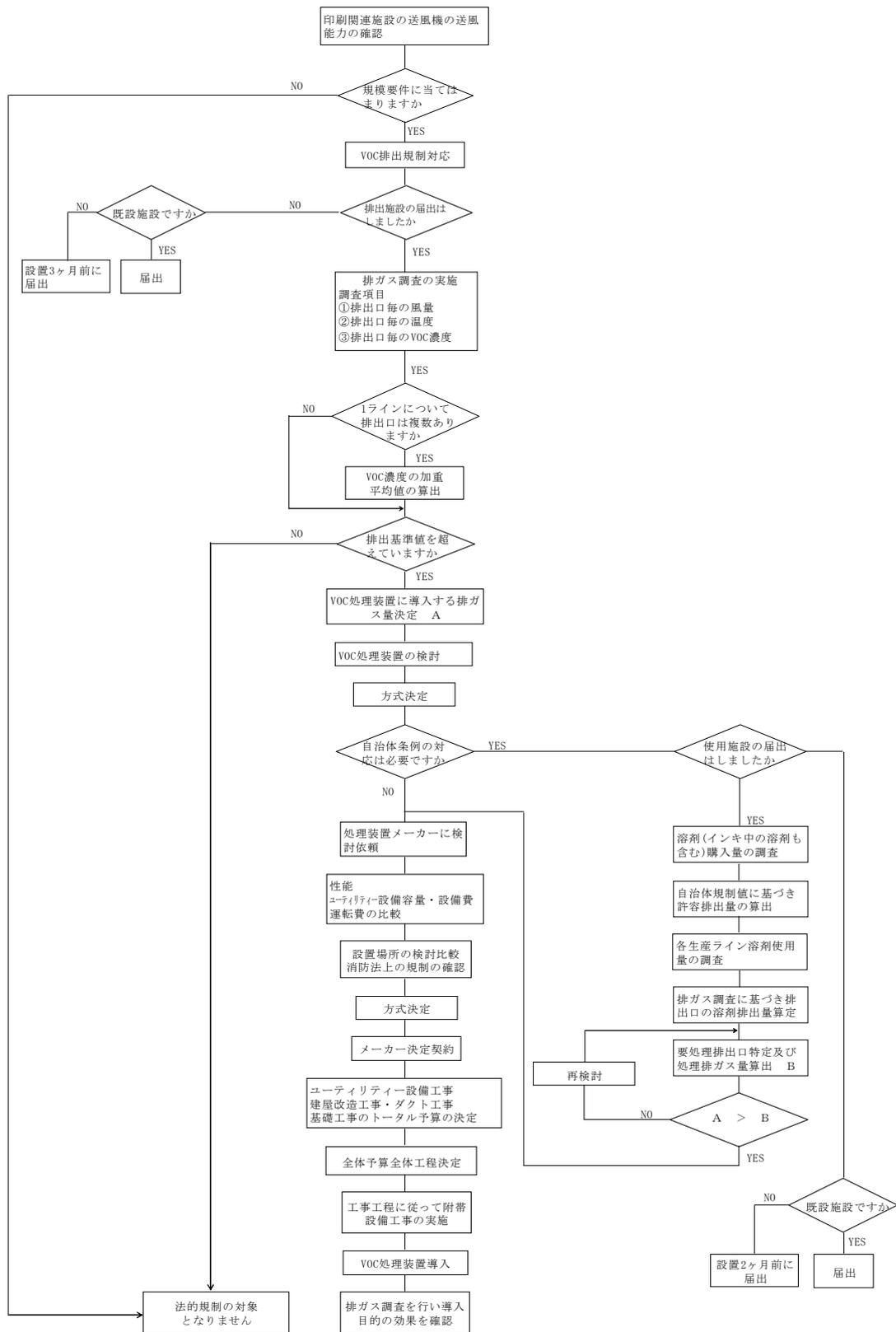


資料図 2-3 VOC 濃度連続測定結果 (A 事業所)



資料図 2-4 VOC 濃度連続測定結果 (B 事業所)

巻末資料3 VOC 処理装置の導入フロー（詳細）



資料図 3-1 VOC 処理装置導入フロー

## 巻末資料4 VOC 処理装置の設置に関する法的制約事項等

本資料編では、VOC 処理装置の設置に関する法的制約事項等について、以下 3 法について整理した。

- 大気汚染防止法
- 騒音規制法
- 建築基準法

なお、大気汚染防止法については VOC に関する定義、基準、規制等を詳細に記述した。騒音規制法及び建築基準法については、VOC 処理装置の設置に関する事項について記述した。

### 4-1 大気汚染防止法における VOC 制約事項等

#### (1) 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準

大気汚染防止法では、資料表 4-1 に示す揮発性有機化合物と揮発性有機化合物排出施設が定められている。

揮発性有機化合物排出施設は 9 施設が定められており、印刷関連では資料表 4-2 に示す 4 種類が該当する。グラビア印刷関連では「ラミネーター：印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設」及び「グラビア印刷用乾燥施設：印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）」の 2 種類が該当し、揮発性有機化合物排出施設の排出口における排出基準の遵守が定められている【法 2、令 2 の 3、法 17 の 3、法 17 の 9、令別表 1 の 2、則 15 の 2、則別表 5 の 2】。

なお、濃度規制に関し、既設の施設については平成 22 年 3 月 31 日まで適用が猶予される。

資料表 4-1 大防法による揮発性有機化合物に関する定義

項目	内容
揮発性有機化合物	<p>大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く【法 2】。</p> <p>政令で定める物質除外物質【令 2 の 2】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 メタン</li> <li>2 クロロジフルオロメタン（別名 HCFC-22）</li> <li>3 2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン（別名 HCFC-124）</li> <li>4 1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン（別名 HCFC-141b）</li> <li>5 1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン（別名 HCFC-142 b）</li> <li>6 3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン（別名 HCFC-225ca）</li> <li>7 1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン（別名 HCFC-225cb）</li> <li>8 1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン（別名 HFC-43-10mee）</li> </ol>
揮発性有機化合物排出施設	工場又は事業場に設置される施設で VOC を排出するもののうち、その施設から排出される VOC が大気の汚染の原因となるものであって、VOC の排出量が多いためにその規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるもの【法 2】。

資料表 4-2 印刷関連の揮発性有機化合物排出施設及び排出基準

【法 2、令 2 の 3、法 17 の 3、法 17 の 9、令別表 1 の 2、則 15 の 2、則別表 5 の 2】

No.	対象施設	規制対象となる施設の能力（注）	排出基準 (ppmC)
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が 10,000 m <sup>3</sup> /h 以上	600
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 5,000 m <sup>3</sup> /h 以上	1,400
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が 7,000 m <sup>3</sup> /h 以上	400
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が 27,000 m <sup>3</sup> /h 以上	700

注 1：「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。

2：「乾燥施設」は VOC を蒸発させるためのもの、「洗浄施設」は VOC を洗浄剤として用いるものに限る。

3：「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百万分率である。

(2) 届出事項

資料表 4-3 に示すとおり、揮発性有機化合物排出施設の設置者に対しては、設置・変更等の届出義務が課せられている（平成 18 年 4 月 1 日より施行）。「設置」、「構造等の変更」に関しては、都道府県による受理後 60 日間は、設置等を行うことができないことに注意する必要がある【法 17 の 4、法 17 の 5、法 17 の 6、法 17 の 8、法 17 の 12】。

資料表 4-3 揮発性有機化合物排出施設の設置等に関する届出

区分	届出内容
設置	揮発性有機化合物排出施設を設置しようとする場合は、以下の項目を都道府県へ届出書を提出しなければならない。 ① 氏名又は名称（法人にあつては代表者の氏名）、住所等 ② 工場（事業場）の名称、所在地 ③ 揮発性有機化合物排出施設の種類 ④ 揮発性有機化合物排出施設の構造 ⑤ 揮発性有機化合物排出施設の使用の方法 ⑥ 揮発性有機化合物排出施設の処理の方法
構造等の変更	上記、④、⑤、⑥を変更しようとする場合は、都道府県へ届出書を提出しなければならない。
氏名等の変更、届出施設の廃止	上記、①、②を変更した場合、届出した施設を廃止した場合は 30 日以内に都道府県へ届出書を提出しなければならない。
承継	届出をした施設を譲り受けした場合、借り受けした場合、会社の相続、合併又は分割等により届出をした施設を承継した場合は、30 日以内に都道府県へ届出書を提出しなければならない。

### (3) 揮発性有機化合物の測定

揮発性有機化合物排出施設の設置者は、定期的に揮発性有機化合物の濃度を測定し、測定結果を記録する義務がある（平成 18 年 4 月 1 日より施行）【法 17 の 11、則 15 の 3】。測定の記録は 3 年間の保管が義務付けられている。

測定は個々の物質の濃度を測定するのではなく、炭素数として包括的に測定する。なお、測定方法は、「触媒酸化－非分散形赤外線分析計(NDIR)」または「水素炎イオン化形分析計 (FID)」を用いる。

### (4) 対応のポイント

- 揮発性有機化合物排出施設を限定して規制を行っていること及び施設規模による適用除外があることに注意を要する。
- 規制対象となる施設は、導入に対して実施制限があり、事前の届出が必要となる。
- 揮発性有機化合物排出施設は、独立の単位として認められるもので 1 施設となる。構造的に一体となっている施設は全体として 1 施設となる。
  - 乾燥施設は、乾燥機ごとに 1 施設とみなされる。ただし複数の乾燥機が構造的に一体となり、1つの乾燥ゾーンを形成している場合には、それが 1 施設とみなされる。
  - 振り分け式グラビア印刷機（一つのグラビア印刷機で複数の給紙・排紙装置を有するもの）は、全体で 1 施設とみなされる。
  - 容易に可動できる仕切り板等を用いて、1つの施設を区分けしたとしても、当該施設は1つのものとみなされる。
- VOC 処理装置を設置していても、外形基準（送風機的能力）が規定以上であれば、規制対象施設に該当する。ただし、VOC または VOC を溶剤として含有する製品を使用しない施設は、「VOC を排出しない施設」となり、規制対象に含まれない。
  - 「VOC を溶剤として含有する製品」とは、当該製品使用時（希釈剤を使用する場合にはその混入後）において、VOC の含有率が 1 % を超えるものを目安に判断する。
- 既設施設と新設施設では規制のスケジュールが異なる。なお、既設の施設であっても資料表 4-4 に示すとおり構造変更等の行為をした場合には新設施設とみなされ、排出基準規制が課せられる。

資料表 4-4 揮発性有機化合物排出施設の既設・新設の判断について

既設扱い	・ 既設施設の売却・譲渡等所有者変更のうち施設の移動を伴わないもの
新設扱い	・ 既設施設を別の工場へ移設する場合 ・ 既設施設の構造を変更する場合 ・ 既設施設の種類を変更する場合（例：印刷施設から塗装施設に変更）

## 4-2 騒音規制法

### (1) 特定施設及び騒音規制基準

騒音規制法では、都道府県ごとに、住居密集地域や病院、学校の周辺などが騒音規制地域として指定され、指定地域内に著しい騒音を発生する特定施設を設置している事業者が規制対象となる。特定施設は11種類指定されており、このうちVOC処理装置では「空気圧縮機及び送風機」が関連する。

なお、法で定める特定施設のほか、地方条例により指定されている施設もあるので注意が必要である【法2、令1、令別表1、法27】。

騒音の規制基準は、資料表4-5に示す基準をもとに都道府県が指定する指定地域ごとに定められ、指定地域内の特定施設設置業者に対しては規制基準の遵守義務が課せられる。騒音の規制値及び時間帯は地方条例により規定されるので、それぞれの地域の地方条例を調査、確認する必要がある【法3、法4、法5】。

資料表 4-5 時間帯による区域区分別敷地境界線上の騒音規制基準

区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
第1種区域 住居専用地域	45～50 dB	40～45 dB	40～45 dB
第2種区域 住居地域	50～60 dB	45～50 dB	40～50 dB
第3種区域 商業地域、準工業地域	60～65 dB	55～65 dB	50～55 dB
第4種区域 工業地域、工業専用地域	65～70 dB	60～70 dB	55～65 dB

資料表4-6に示すとおり、指定地域内における特定施設の設置者に対しては、設置・変更等の届出義務が課せられている【法6、法8、法10、法11、則6】。

上記届出に関し、発生する騒音が規制基準に適合せず周辺の生活環境が損なわれると市町村が認めた場合には、騒音防止方法、特定施設の使用方法等の計画変更勧告が行われる場合がある【法9】。

資料表 4-6 特定施設の設置等に関する届出

区分	届出内容
設置	特定施設を設置しようとする場合は、工事開始の30日前までに以下の項目を市町村へ届出書を提出しなければならない。 ① 氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）、住所等 ② 工場（事業場）の名称、所在地 ③ 特定施設の種類ごとの数 ④ 騒音の防止の方法 ⑤ その他
数等の変更	上記、③、④を変更しようとする場合は、変更工事開始の30日前までに市町村へ届出書を提出しなければならない。 ただし、以下の場合は届出は不要である。 ・ 特定施設の種類ごとの数を減少する場合 ・ 届出た数の2倍以内に増加する場合 ・ 発生する騒音の増加を伴わない場合
氏名等の変更、届出施設の廃止	上記、①、②を変更した場合、届出した施設の全てを廃止した場合は30日以内に市町村へ届出書を提出しなければならない。
承継	届出をした施設の全てを譲り受けした場合、全てを借り受けした場合、会社の相続、合併又は分割等により届出をした施設の全てを承継した場合は、30日以内に市町村へ届出書を提出しなければならない。

## (2) 対応のポイント

- 規制対象となる地域（指定地域）が指定され、指定地域内に規制対象となる特定施設を設置している場合に法の適用を受ける。
- 法規制対象となる施設は、導入に対して実施制限があり、事前の届出が必要となる。ただし、特定施設の種類ごとの数を減少する場合や届出た数の 2 倍以内に増加する場合、発生する騒音の増加を伴わない場合は、届出が不要である。
- 規制基準は、敷地境界における値として定められている。また、周囲（概ね 50m 以内）に学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホームがある場合は、基準値はより 5dB 低い値とされていることに注意する必要がある。
- 規制基準を遵守することは当然であるが、印刷産業は都市型産業であり工場周辺に住宅地がある場合も多いことから、周辺地域住民の生活環境への気配りも必要である。
- 本法には測定の実施義務はないが、自主的に測定を実施して基準値を遵守していることを確認しておくことが望ましい。
- 機械の騒音については法的規制とは別に作業環境面からも対応が必要である。
- 防音対策としては、まず発生源対策として低騒音型機器の導入に努めるとともに、音の伝播防止の観点から防音躯体、防音壁等の騒音抑制対策を実施することが望ましい。

### 4-3 建築基準法

#### (1) 準用工作物の確認申請

建築主は、準用工作物を建築する場合、工事着手までに確認申請書を建築主事へ提出し、確認済証の交付を受けなければならない【法 6、法 88】。

確認申請が必要な工作物は 5 種類指定されており、このうち VOC 処理装置に関するものでは「6m 以上の煙突（支わく・支線含み、ストーブの煙突を除く）」が該当する【令 138】。

#### (2) 準用工作物の工事完了届出

建築主は、確認申請による工事を完了後 4 日以内に、工事完了を建築主事へ届出し、検査申請しなければならない【法 7】。

### 4-4 その他

本資料編には記述していないが、「都道府県公害防止条例関連」及び「消防法関連」については、関係監督庁に確認する必要がある。

非売品

— 禁 無 断 転 載 —

平成 18 年度

印刷産業における化学物質排出処理装置及び  
抑制装置導入に関する調査研究

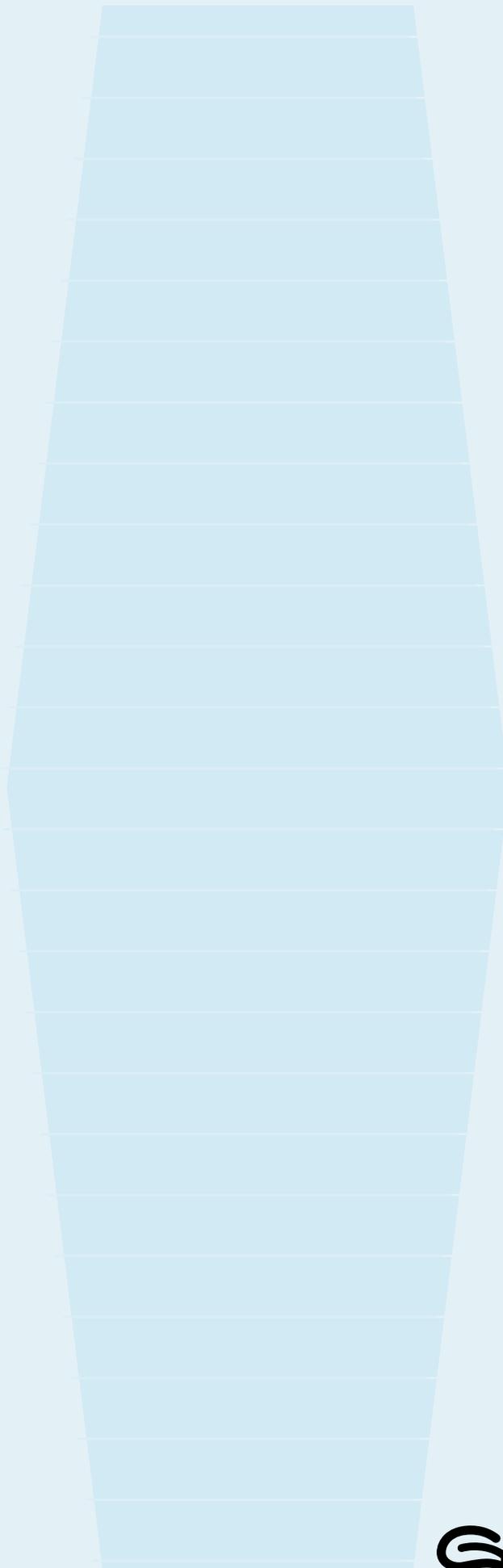
発行 平成 19 年 3 月

発行者 社団法人 日本印刷産業連合会

〒104-0041 東京都中央区新富 1 - 1 6 - 8

電話 03(3553)6051 Fax 03(3553)6079

ホームページ <http://www.jfpi.or.jp/>



GREEN PRINTING **JFPI**  
P-B10015

この印刷物は、グリーン基準に適合した印刷資材を使用して、グリーンプリンティング認定工場が印刷した環境配慮製品です。